

大田区文化芸術情報紙「ART BEE HIVE」広告掲載要領

令和元年6月1日施行

(目的)

第1条 この要領は、公益財団法人大田区文化振興協会（以下「協会」という。）が地域の文化・芸術振興を図るため作成する大田区文化芸術情報紙「ART BEE HIVE」（以下「広報媒体」という。）への、有料広告掲載に関して必要な事項を定めるものとする。

(掲載の申込)

第2条 広報媒体に掲載を希望する者（以下「広告主」という。）は、大田区文化芸術情報紙「ART BEE HIVE」広告掲載申込書（別記第1号様式）を理事長に提出するものとする。

(広告の種類及び掲載料)

第3条 広報媒体に掲載する広告の種類及び掲載料は、次のとおりとする。

- (1) 協会が管理する施設で開催するイベントについては、中面1コマ25,000円（税込）、裏面1コマ30,000円（税込）とする。
- (2) 前一号以外で企業及び団体が行う宣伝広告並びに個人が行う事業及び各種教室の受講生募集等については、中面1コマ30,000円（税込）、裏面1コマ35,000円（税込）とする。
- (3) 協会が共催および後援する事業については、第一号の料金の50%の額を減免する。

2 前項各号に掲げた広告を連続して掲載する場合は、次のとおり料金を減額する。

- (1) 2回連続して掲載する場合は5%
- (2) 3回連続して掲載する場合は7.5%
- (3) 4回連続して掲載する場合は10%

この場合において、減額の上限は10%とする。

3 広告は、完全版下による入稿とし、これによりがたい場合は版下作成料実費4,000円（税別）を別に納入する。

4 掲載料の納入は、請求後2週間以内とする。

(広告の掲載期間)

第4条 広報媒体に掲載する広告の掲載期間は、情報誌の発行日より3ヵ月間とする。

(広告掲載の位置)

第5条 広報媒体に掲載する広告の位置は、中面あるいは裏面の協会が指定した場所とする。

付則

1 この要領は、令和元年6月1日から施行する。